

番号：130704

国名：タイ

担当：タイ事務所

案件名：人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト終了時評価調査（評価分析）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2013年8月下旬から2013年10月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.43M/M、合計 0.93M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	13日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、場所

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：正1部、写4部
- (2) 見積書提出部数：正1部、写1部
- (3) 提出期限：8月7日(12時まで)
- (4) 提出場所：調達部受付（JICA本部1F）

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針：

1) 業務方針の的確性	3点
2) 業務方法の整合性、現実性等	6点
3) 当該業務実施上のバックアップ体制	1点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：

1) 類似業務 ^{注1)} の経験	45点
2) 対象国又は同近隣地域若しくは同類似地域 ^{注2)} での業務経験	9点
3) 語学力 ^{注3)}	18点
4) その他学位、資格等	18点
- (計100点)

注1) 類似業務：各種評価調査

注2) 対象国／類似地域：タイ／全途上国

注3) 語学の種類：英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：

本調査の対象である技術協力プロジェクトにおいて専門家業務に携わった法人及び個人は本件への参加を認めない。
- (2) 必要予防接種：なし

6. 業務の背景

タイにおいては、急速な経済発展や情報流通の高度化に伴い、1980年代以降、人身取引事案が多数発生している。タイ国は、日本、中近東、アメリカ、ヨーロッパ諸国などへ人を送り出す「送出国」であり、周辺諸国からの人がタイを経由しタイ以外の第三国に移送される「経由国」であると同時に、ラオスやカンボジアなどのメコン地域諸国からの被害者の「受入国（目的地）」でもある。こうしたことから、タイにおいては、人身取引対策は大きな課題として認識されている。

タイ政府はこの課題に包括的に取り組むために、2008年には「人身取引対策法（The

Anti-Trafficking in Persons Act 2008)」を制定、社会開発人間安全保障省がフォーカルポイントとなっている。同省は政府の各機関及び政府・NGO 間の調整機関としての役割の他、政府、NGO、及び国際機関で構成される「国家人身取引防止禁止委員会」の事務局としての役割も担っている。

人身取引対策に当たっては「被害の予防」、「被害者の救出と保護」及び「加害者の訴追と処罰」を包括的に行う必要がある。なかでも「被害者の救出と保護」は、a) 人身取引の被害者を「犯罪者」ではなく「被害者」として認定する、b) 被害者を救出し適切且つ安全な避難所に送る、c) 被害者の心身を回復させ、必要ならば教育や職業訓練を行う、d) 必要な法的サービスを提供する、e) 出身地への送還などを含む自立・社会復帰を支援する、f) 再び人身取引の被害に遭わないようにするなどの幅広い、長期にわたるさまざまな支援が必要となる。

これらの支援を実施するためには、関係する政府機関、NGO などが連携して包括的に取り組むことが重要であり、そのためタイ政府は、人身取引被害者の保護・支援のための「多分野協働チーム(MDT: Multi-Disciplinary Team)」アプローチを採用している。しかし、MDT アプローチの実践に関しては、スタッフの能力、関係機関間の連携などに課題があり被害者の保護・支援が十分に機能しているとは言い難い。そこでこの MDT のアプローチの強化を目的とする技術協力プロジェクトを 2009 年 3 月から実施するに至った。

今回実施する終了時評価調査は、2014 年 3 月のプロジェクト終了を控え、プロジェクト活動の実績、成果を評価、確認するとともに、今後のプロジェクト活動に対する提言及び今後の類似事業の実施にあたっての教訓を導くことを目的とする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に沿って、プロジェクトの協力について当初計画と活動実績、計画達成状況、評価 5 項目を確認するために、必要なデータ、情報を収集、整理し、分析する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備 (2013 年 8 月下旬)

- 1) 既存の文献、報告書等(事業進捗報告書、業務完了報告書、調整委員会議事録、専門家報告書、活動実績資料等)をレビューし、プロジェクトの実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセスを整理、分析する。
- 2) 既存の PDM に基づき、プロジェクトの実績、実施プロセス及び評価 5 項目ごとの調査項目とデータ収集方法、調査方法等を検討し、監督職員とも協議の上、評価グリッド(案)(和文・英文)を作成する。また、現地で入手、検証すべき情報を整理する。
- 3) 評価グリッド(案)に基づき、プロジェクト関係者(プロジェクト専門家、C/P 機関、その他タイ側関係機関、他ドナー等)に対する質問票(英文)を作成する。
- 4) 対処方針会議等に参加する。

(2) 現地派遣 (2013 年 8 月下旬～9 月中旬)

- 1) JICA タイ事務所、本プロジェクト専門家等との打合せに参加する。
- 2) プロジェクト関係者に対して、「新 JICA 事業評価ガイドライン第 1 版」に基づいた評価手法について説明を行う。
- 3) タイ側 C/P と協議した評価グリッドに基づき、事前に配布した質問票を回収、整理するとともにプロジェクト関係者に対するヒアリング等を行い、プロジェクト実績(投入、活動、アウトプット、プロジェクト目標達成度等)、実施プロセス等に関する情報、データの収集、整理を行う。
- 4) 収集した情報、データを分析し、プロジェクト実績の貢献、阻害要因を抽出する。
- 5) 国内準備並びに上記 2) 及び 3) で得られた結果をもとに、他の調査団員及びタイ側 C/P 等とともに評価 5 項目の観点から評価を行い、評価報告書(案)(英文)の取りまとめを行う。
- 6) 調査結果や他団員及びタイ側 C/P 等からのコメント等を踏まえた上で、PDM 及び PO の修正案(和文・英文)の取りまとめに協力する。
- 7) 評価報告書(案)に関する協議に参加し、協議を踏まえて同案を修正し、最終版を作成

- する。
- 8) 協議議事録 (M/M) (英文) の作成に協力する。
 - 9) 現地調査結果の JICA タイ事務所等への報告に参加する。

- (3) 帰国後整理期間 (2013 年 9 月中旬～9 月下旬)
 - 1) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文) を作成する。
 - 2) 帰国報告会に出席する。
 - 3) 終了時評価調査報告書 (和文) について、担当分野のドラフトを作成する。

8. 成果品等

- 業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。
なお、本契約における成果品は (1) ～ (3) のすべてとする。
- (1) 評価報告書 (英文)
 - (2) 担当分野に係る終了時評価調査報告書 (案) (和文)
 - (3) 評価調査結果要約表 (案) (和文・英文)
- 上記 (1) ～ (3) については、電子データをもって提出することとする。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICA コンサルタント等契約見積書作成の手引き」
(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。
留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含めず、当機構より別途支給します (見積書の航空賃及び日当・宿泊料等欄には 0 円と記載下さい)。

10. 特記事項

- (1) 業務日程／執務環境
 - 1) 現地業務日程
構職員の現地調査期間は 2013 年 9 月 1 日～2013 年 9 月 11 日を予定しています。本業務従事者は、機構職員の現地調査期間に先行して現地調査の開始を予定しています。(2013 年 8 月 30 日～2013 年 9 月 11 日までの予定)
 - 2) 現地での業務体制
本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。
 - ・総括 (JICA)
 - ・協力企画 (JICA)
 - ・被害者保護／地域連携 (明治学院大学)
 - ・計画協力 (JICA)
 - ・評価分析 (コンサルタント)
- 3) 便宜供与内容
当機構タイ事務所及びプロジェクトチームによる便宜供与事項は以下のとおりです。
 - ① 空港送迎
あり
 - ② 宿舍手配
あり
 - ③ 車両借上げ
全行程に対する移動車両の提供 (機構職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。)
 - ④ 通訳備上
英語⇄タイ語の通訳を提供

- ⑤ 現地日程のアレンジ
現地ヒアリング調査のスケジュールアレンジ及び長期専門家及びC/Pの同行
- ⑥ 執務スペースの提供
タイ事務所、プロジェクトオフィス内の執務スペース提供（ネット環境完備）

(2) 参考資料

- 1) 本業務に関する以下の資料を当機構経済基盤開発部ジェンダー平等・貧困削減推進室（TEL:03-5226-6953）にて配布します。
 - ・PDM（最新版）
- 2) 本業務に関する以下の資料が当機構ウェブサイトおよび当機構図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・MDT通信
 - ・タイ王国 人身取引被害者保護・自立支援促進プロジェクト中間レビュー調査報告書

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます（冒頭留意事項参照）。

以上